

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、 国民健康保険税が減免となる可能性があります。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 (※)主たる生計維持者とは、原則として国保世帯主を指します
⇒ 保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(※)の減少が見込まれる世帯の方 (※)事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入
⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること ※国・県・市から支給された各種給付金を除く
- (2) 前年の合計所得金額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類等が必要となります。

○保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の

前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、保険年金班までお問い合わせください。

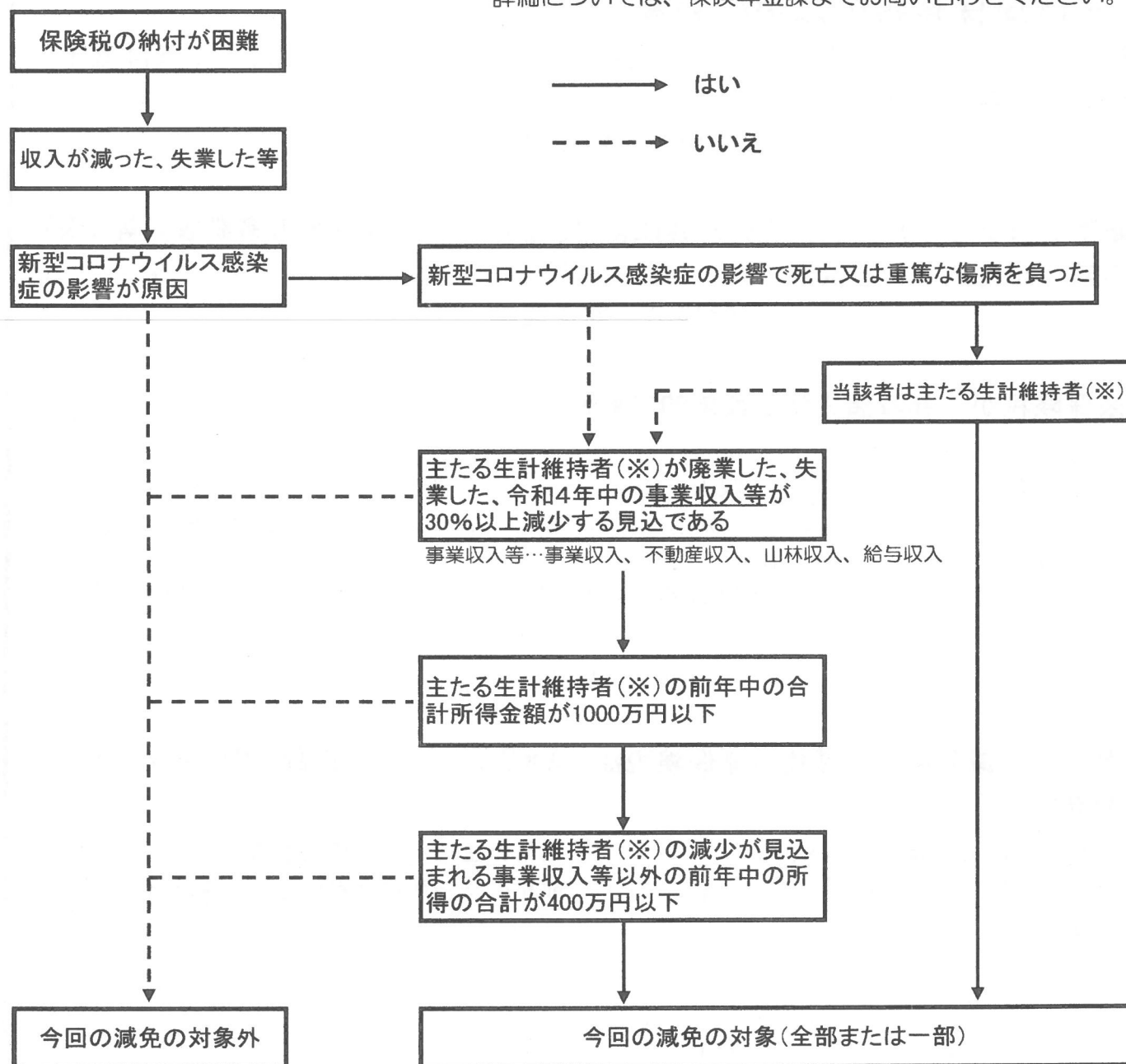
※裏面「簡易判定フローチャート」もご活用ください。

保険年金課 保険年金班
(☎) 483-8451

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免

～ 簡易判定フローチャート ～

下記フローチャートは簡易的にまとめたものです。
詳細については、保険年金課までお問い合わせください。



※主たる生計維持者とは、原則として国保世帯主を指します

介護保険料の減免制度（新型コロナウイルス感染症）のお知らせ

裏面「簡易判定フローチャート」もご活用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで一定の要件を満たす方については、申請により介護保険料が減免となる場合があります 詳しくは、高齢介護課 介護保険班（電話：073-483-8761）までお問い合わせください

対象者（①または②に該当する方）

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入等」といいます）の減少が見込まれる方で、次のア及びイに該当する方
 - ア 事業収入等のいずれかの収入金額が前年と比べ30%以上減少することが見込まれる場合
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である場合

減 免 額

対象者 ① の方 ⇒ 全額免除

対象者 ② の方 ⇒ 対象保険料額（ $A \times B \div C$ ）に減免割合（D）をかけた金額

- A：対象者の介護保険料
B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額
C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額
D：主たる生計維持者の前年の合計所得金額が210万円以下のときは100%、210万円を超えるときは80%
ただし、事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、100%

※BまたはCが0円以下の場合は減免対象外です

申 請 方 法

減免には申請が必要です

- ・ 海南市介護保険料減免申請書
- ・ 添付書類（下記の添付書類の例を参照してください）を高齡介護課（海南市役所1階）まで提出してください
※郵送による申請も受け付けます
※申請書は、高齡介護課で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます

添付書類の例（減免事由を確認できるもの）

対象者 ① の方

死亡診断書の写し、医師の診断書 など
（新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかるもの）

対象者 ② の方

確定申告書（控）、収入と必要経費が確認できる帳簿、給与明細書 など
（去年と今年の収入の増減がわかるもの）

※事業等の廃止や失業の方 廃業届の写し、退職証明書、雇用保険受給資格者証 など
（廃業日・退職日がわかるもの）

申請、お問い合わせ先

海南市役所 高齡介護課 介護保険班
〒642-8501 海南市南赤坂11番地
電話：073-483-8761 FAX：073-483-8769

介護保険料の減免制度（新型コロナウイルス感染症） 簡易判定フローチャート

